

印南町事前復興計画
「強靱で安全・安心な印南町を目指して」
【概要版】



令和 3 年 3 月

第1章 印南町事前復興計画の基本的な考え方

第1節 印南町事前復興計画の目的

平成 25 年に和歌山県が想定した南海トラフ巨大地震の津波浸水想定及び平成 26 年に公表した南海トラフ巨大地震の地震被害想定では、本町において死者 1,300 人、全壊する建物 1,400 棟など甚大な被害が想定されており、防災・減災の取り組み強化はもちろんですが、発災後の復興に関する事前取り組みの必要性が高まっています。

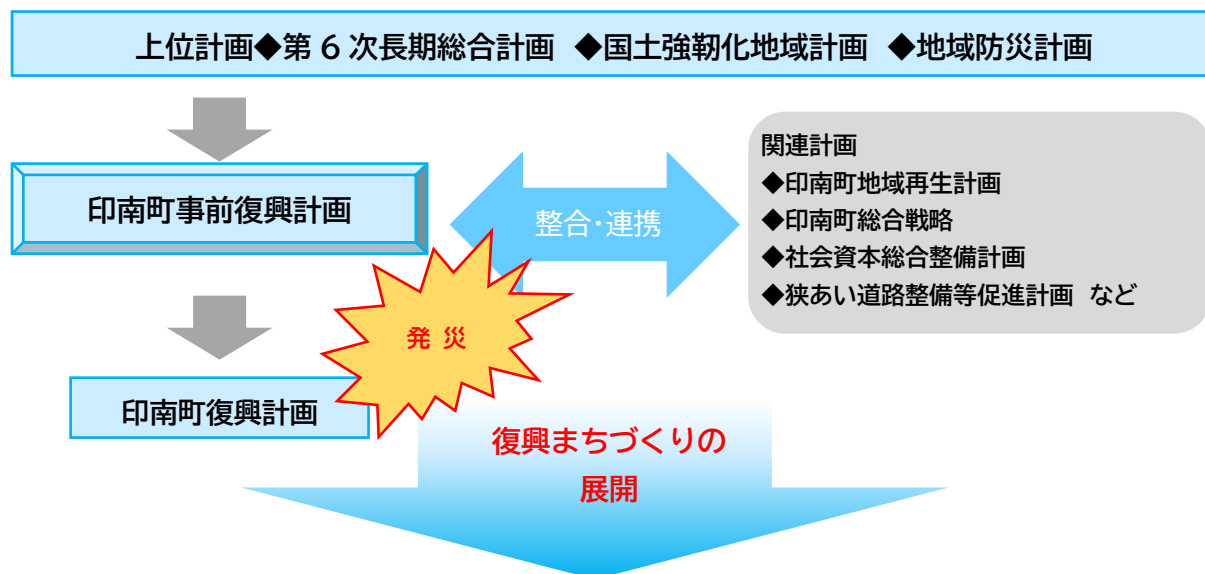
東日本大震災の被災自治体の多くでは発災後の混乱の中、住民合意形成に時間を要したため、復興計画の策定に遅れが生じ、また、大規模造成による事業長期化も相まって、ハード整備としての市町の復興後も人口流出が避けられない状況となっています。

その主たる要因の一つとして、復旧復興期において地域での仕事の間が十分でなく、現役世代の世帯が転出し、結果的に復興まちづくりについて大きな課題となっています。

大規模災害時の復興事業はこれまで経験したことが無い大規模かつ複合的なものとなりますが、被災地において、住民が意欲を持って働くことのできる産業復興や、安全で安心して暮らすための住宅・宅地造成等、迅速に、より良いまちの復興を成し遂げることが重要であり、そのためには復興まちづくりの計画（復興計画）を速やかに策定しなければなりません。以上のことから、本町としましても発災前から復興に向けた準備を進め、南海トラフ巨大地震等により被災しても迅速かつ着実に復興を進めていくことができるよう「印南町事前復興計画」を策定することを目的とします。

第2節 事前復興計画の役割と位置づけ

本計画は、本町の総合的なまちづくりの指針である「第 6 次印南町長期総合計画」、大規模災害が発生しても迅速な復旧・復興が可能となるまちづくりの指針である「印南町国土強靱化地域計画」、防災対策等について定めた「印南町地域防災計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合・連携を図って策定しています。



第2章

印南町の概要

第1節 本町の特性

(1) 沿革

本町では、縄文時代の遺跡が発掘されており、古くから人々が定住していたことが伺えます。

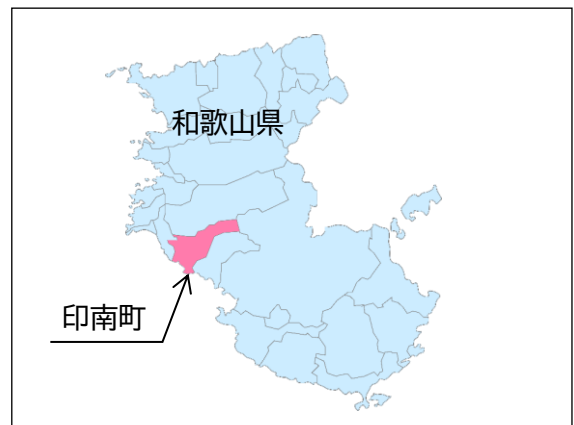
その後、「万葉集」や「^{りょうじんひしゅう}梁塵秘抄」に切目の地名、江戸時代に記された「紀伊続風土記」では、31カ村が見られます。

1889年の市町村制の施行により、印南村、稲原村、切目村、切目川村、真妻村となり、1900年に町制が施行されました。1956年には、印南町と稲原村が合併し印南町に、切目村と切目川村の一部が合併し切目川村に、また、切目川村の一部と真妻村の一部が合併し安住村となりました。そして、1957年に印南町、切目川村、安住村が合併し印南町となり、1959年に一部を御坊市に分離し、現在の町域となっています。

(2) 位置及び地勢

本町は、紀伊半島西部海岸のほぼ中央に位置し、総面積は113.62 km²、北は御坊市、日高川町、東は田辺市、南はみなべ町に接しています。

南西部が太平洋に面し海岸段丘が広がっており、北東部では紀伊山地の西端の真妻山(523m)、三里ヶ峰(768m)等の山々が連なり、三里ヶ峰付近からは切目川が流れ、印南原付近からは印南川が町の中心部を流れて太平洋に注いでいます。

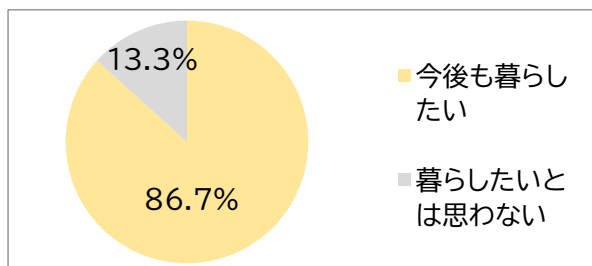


(3) 住民意識

令和元年度に実施した、住民アンケートの結果は次のとおりとなりました。(一部抜粋)

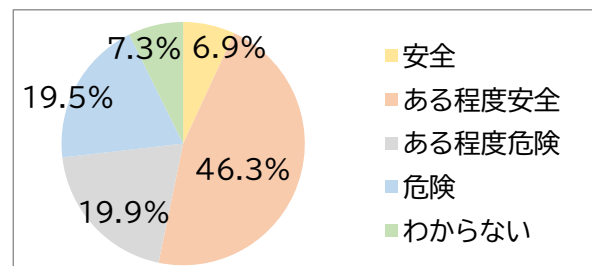
■今後の印南町での居留意向

「今後も暮らしたい」という回答が86.7%、「暮らしたいとは思わない」という回答が13.3%という結果となっています。



■住んでいる地域の安全性

「危険」、「ある程度危険」を合わせると39.4%、「印南地区」、「切目地区」で「危険」とする回答がやや多い結果となっています。



第2節 過去の災害と想定及び事前準備

(1) 過去の災害

過去に発生した地震による被害については、南海トラフを中心とした周期的発生する地震の津波により、死者や家屋倒壊など被害を受けています。

また、梅雨前線や台風の通過に伴う豪雨等により河川の氾濫、高潮などの水害が発生しています。

特に、河川の氾濫の発生頻度が大きく、床上・床下浸水被害が発生しています。

巨大地震(M7.9 以上)

地震の名称	発生年月日	津波の記録
仁和地震	887 年 8 月 26 日	あり
康和地震	1099 年 2 月 22 日	あり
正平地震	1361 年 8 月 3 日	あり
慶長地震	1605 年 2 月 3 日	あり(被害甚大)
宝永地震	1707 年 10 月 28 日	あり(大津波)
安政南海地震	1854 年 12 月 24 日	あり(大津波)
南海地震	1946 年 12 月 21 日	あり(大津波)

主な風水害

災害の種類	発生年
紀州大水害	1951 年
第二室戸台風	1961 年
印南地区水害	1962 年
紀伊半島大水害	2011 年
台風 21 号	2018 年

(2) 被害を及ぼすと想定される地震・津波

■地震・津波

本町では、過去に幾度となく地震・津波による被害を受けています。平成 26 年 3 月に和歌山県が公表した地震被害想定では、海溝型の巨大地震（東海・東南海・南海 3 連動地震、南海トラフ巨大地震）が発生すれば、3 連動地震、南海トラフ巨大地震のいずれかの想定でも最大で震度 7 程度の大きな揺れが、また、南海トラフ巨大地震では、最大津波高 15m の津波の襲来が予想されています。こうした強い揺れや津波により、本町においては、3 連動地震では 1,900 棟（うち、揺れ等 1,400 等、津波で 420 棟、焼失で 64 棟）、南海トラフ巨大地震では、3,300 棟（うち、揺れ等 1,400 棟、津波で 1,900 棟、焼失で 16 棟）の建物が全壊する予想となっています。（注：予測等は概数で示されており、要因別の合計とは一致しない）

地震による揺れや津波、また火災による人的被害、建物被害はもちろんのこと、ライフライン、公共交通や道路交通等に支障をきたすことから、経済活動にも大きな被害が生じることが考えられます。

想定される主な地震

地震名	地震規模(Mw)	震源断層位置
東海・東南海・南海 3 連動地震	8.7	駿河トラフ～南海トラフ
南海トラフ巨大地震	9.1	日向灘(宮崎県)～富士川河口断層帯(静岡県)北端
中央構造線による地震	8.0	中央構造線(淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)
田辺市内陸直下の地震	6.9	旧田辺市～旧本宮町

(3) 具体的事前準備の詳細

■仮設住宅に係る考え方

- 被害想定の考え方、戸当たり想定面積とその根拠、被害想定：全半壊約 1,300 戸（沿岸部のみ）
戸当たり想定面積：1 戸あたり 50 m²
根 拠：応急仮設住宅必要建設戸数が 650 戸
(帰宅困難者 1,300 人、1 世帯 2 人と想定 1,300 人÷2 人=650 世帯)
50 m²/戸×650 戸=32,500 m²であり、不足分についてはいなみ防災広場を活用。

応急仮設住宅建設候補地

No.	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (m ²)	仮設住宅 建設可能 戸数	給排水・電気・ガスの引き込み状況等						
					上水道	汚水 排水	雑排水	電気	ガス	地盤 状況	障害物 の有無
1	印南町立切目川中学校跡地	羽六 1155	8,400	168	50A	無	無	支障 なし		土	無
2	古井運動場	古井 806	6,882	137	20A	汲み取り 式	無	支障 なし		土	無
3	稲原西運動場	南谷 567	4,768	95	50A	汲み取り 式	無	支障 なし		土	無
4	島田運動場	島田 1395	5,670	113	20A	汲み取り 式	無	支障 なし		土	無
5	印南町立真妻中学校 グラウンド跡地	田ノ垣内 221-1	1,740	34	20A	無	無	支障 なし		土	無
6	印南町立真妻小学校跡地	皆瀬 11227	1,047	20	25A	無	無	支障 なし		土	無
7	印南町立上洞小学校跡地	上洞 807	2,600	52	50A	無	無	支障 なし		土	無
計			31,107	619							

- 今後検討すべき課題について

いなみ防災広場基本構想

現在、印南サービスエリア北側町有地において、地域防災拠点としての防災公園建設に向けた取り組みをスタートしている。ネクソコ西日本の高速道路 4 車線化や国土交通省紀南河川国道事務所の田辺西バイパス工事で発生する建設残土を受け入れ中で、敷地整備の完成は 8 年後と想定している。災害時における活用として、自衛隊駐屯地、緊急ヘリポートとともに仮設住宅用地等を整備する構想となっている。



■災害廃棄物（がれき等）に係る考え方

〈印南町災害廃棄物処理計画、和歌山県災害廃棄物処理計画より〉

◆がれき発生量

- ・災害ごみ（片付けごみ・災害がれき）

3 連動地震：107,000 m³

南海トラフ巨大地震：200,000 m³

- ・災害ごみ（津波堆積物）

3 連動地震：22,000～35,000 m³

南海トラフ巨大地震：71,000～113,000 m³

◆がれき置き場面積

3 連動地震：34,000～38,000 m²

南海トラフ巨大地震：72,000～83,000 m²

災害廃棄物仮置場候補地

No.	候補地の名称(施設名)	所在地	有効面積 (m ²)	上水道	電気	地盤 状況	障害物の有無	備考
1	印南町立切目川中学校跡地	羽六 1155	8,400	有	有	土	盛土有り	仮設住宅設置候補地
2	印南漁港(本郷地区)	印南 4483	12,288	無	無	土	無	県有地
3	印南漁港(浜西地区)	印南 4485	18,974	無	無	土	無	県有地
4	印南町立印南小学校グラウンド	印南 1915	7,497	有	有	土	無	
5	印南町立印南中学校グラウンド	印南 2135-1	7,142	有	有	土	無	指定避難所
6	印南町立切目中学校グラウンド	西ノ地 1354	5,815	有	有	土	無	指定避難所
7	光川コミュニティセンター前	印南 3640-1	1,664	有	有	土	無	
8	弘龍庵駐車場	島田 2383	12,090	有	有	土	無	
計			73,870					

※切目川中学校跡地については、応急仮設住宅建設候補地と重複しているため、調整が必要



第3章 印南町事前復興計画の基本計画等

第1節 事前復興計画の基本目標等

(1) 事前復興計画の目標及び基本方針

災害時に住民が互いに助け合い災害に立ち向かうまちづくりを目指し、大規模災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、救助・救急、医療活動が迅速に行われるよう、行政機能や情報通信機能等を確保する必要があります。

また、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保し、地域社会・経済が再建・回復できる環境を整える必要があります。

■「命を守る」まちづくり

災害発生を想定した防災訓練の継続的な実施、ICT を活用した最先端技術の導入による迅速かつ的確な情報収集訓練、地域自主防災会や消防団等関係機関によるワークショップや自助、近助、共助の地域コミュニティ力の醸成等、「一人の犠牲者も出さない、出させない」、「命を守る」取り組みを日常的に家族内や隣近所、地域内等で話し合い、意識の向上を図る必要があります。

また、津波浸水エリアにある居宅は被害の受けない高台への移転促進を図るため印南町未来投資事業（道路・上水道・排水施設）によりインフラ整備を継続しつつ、高台での住宅地整備を推進していきます。

■「暮らしやすさを高める」まちづくり

被災後、一刻も早く安定した生活を送れるよう、まずは仮設住宅の整備や損壊した住宅の再建・修繕を進めるとともに医療や福祉、教育等の町民の暮らしを支える各種機能を回復し、良好な住環境を整える必要があります。

また、被災者が安心して暮らせるよう、避難所から仮設住宅、更には復興公営住宅等へと移る際のどの過程においても、既存の地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要があります。

■「産業を守る」まちづくり

漁港施設や工場、製造業の施設や設備、農業生産地帯の被災により地域経済が停滞し、その後、迅速な復興ができない場合、廃業や町外への転出等につながってしまい、地域の活力が失われます。

特に東日本大震災の教訓から農地の復興には 5 年以上かかるとの報告があり、営農活動が迅速に行えるよう津波浸水エリア外での農地の抽出を行い、事業者、生産者等と連携し、産業活動を早期に回復させる必要があります。

第2節 印南町「強靱で安全・安心な希望のもてる」まちづくりの進め方

(1) 「強靱で安全・安心な希望のもてる」復興まちづくりのながれ

災害発生により大きな被害が発生した場合、本格的な復興までには相当な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴う 4 つのステップを設定しました。

特に、東日本大震災の教訓から産業の早期復興に重視した計画が必要であり、事前対策を含めその時の状況に応じた復興まちづくりを進めていきます。



(2) 対象地区の選定

今回の計画では、和歌山県が公表している「南海トラフ巨大地震」及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水想定（平成 25 年）から町内 2 地区（印南地区・切目地区）を対象地区と選定します。

今後、水害や土砂災害等により甚大な災害を想定した対象地区の選定等については、印南町地域防災計画の各地区の災害要因と避難の必要性を柱として検討していく事とします。

(3) 印南地区土地利用配置等の基本的な考え方

印南町印南地内の沿岸部の地形は山地が迫り平地が狭小で津波の流速が早く勢力が大きい為、居住エリアは、高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とします。

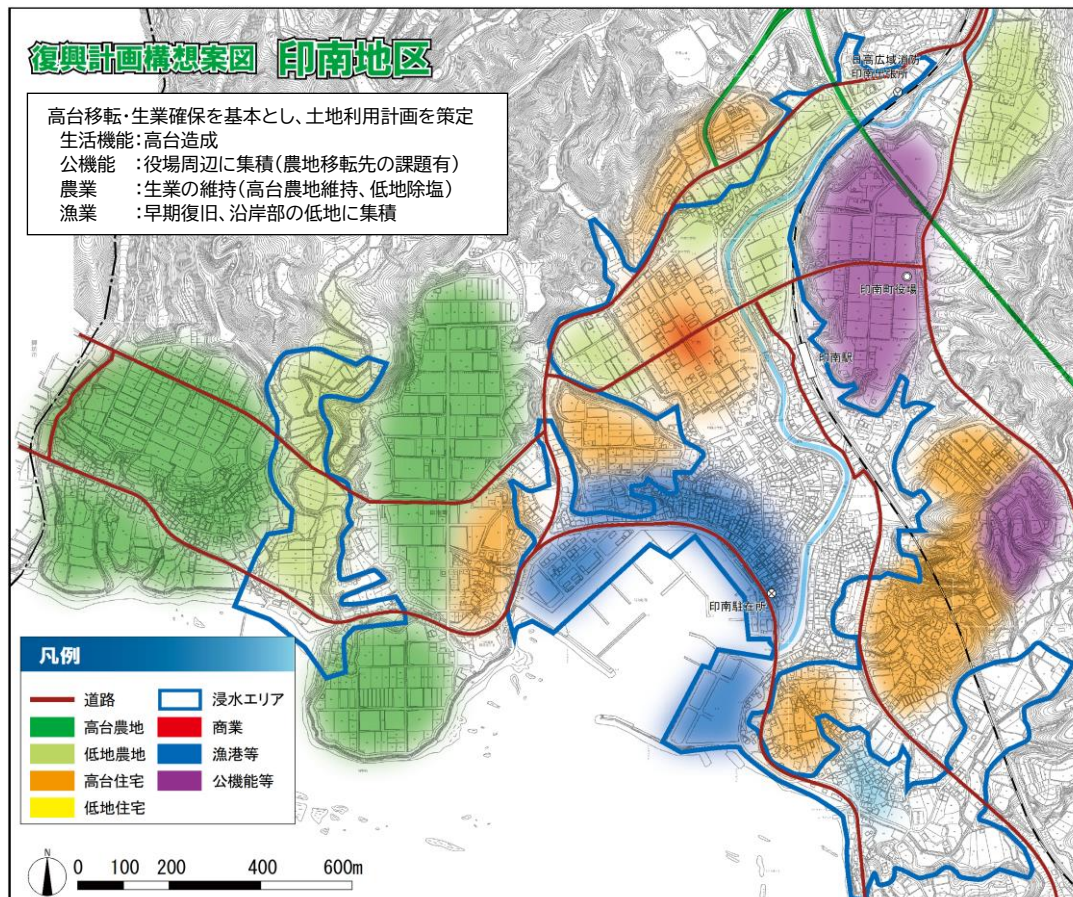
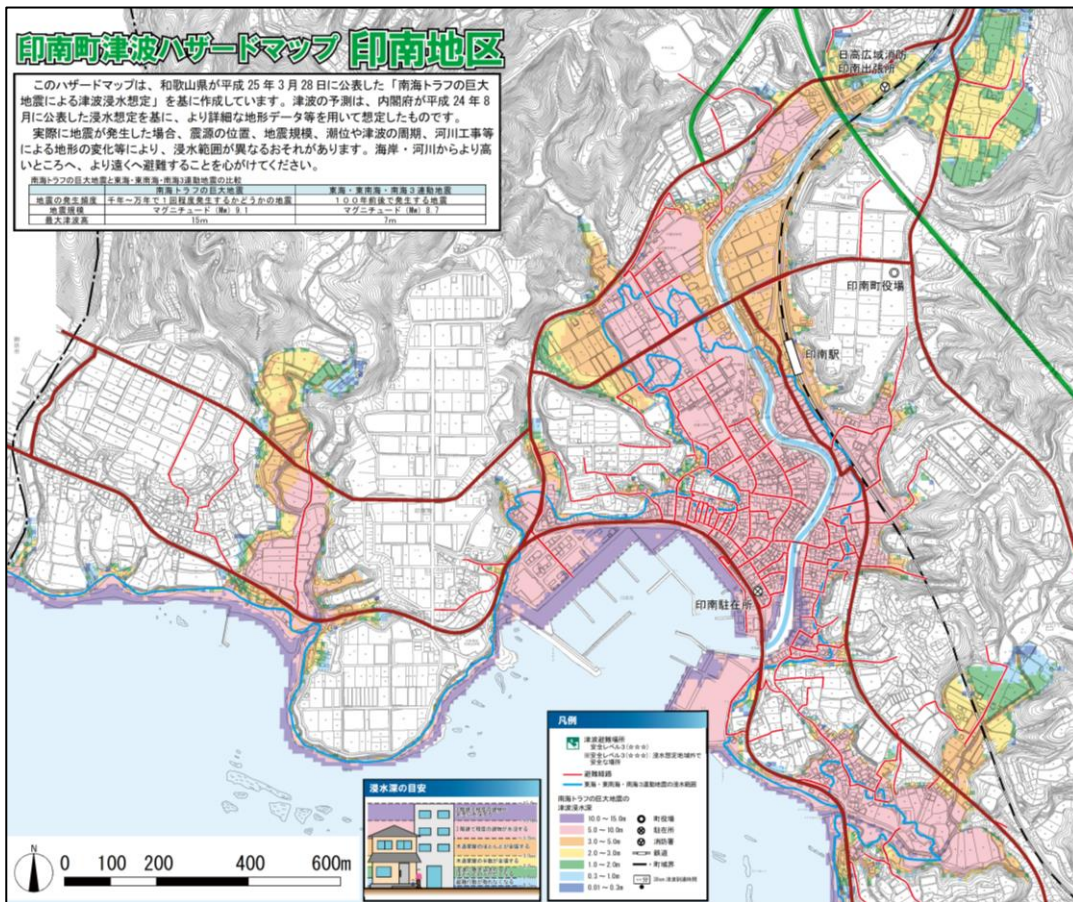
過去において農業生産基盤強化の造成により津波浸水外での農地が整備されていることから農地法等の適正な運用を基本とし、まちづくりを検討します。

印南町地域防災計画において、重要な災害要因のうち、過去の災害履歴からみて、特に「津波」による災害が重要と考えられます。

■事業手法等の整理

安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、各事業の特色を生かした事業選択を行う。今回、土地利用イメージを現況（被災前）から被災直後、緊急対応期、応急復旧期、復興始動期、本格復興期、復興計画構想図案を整理し、共通認識の統一化を図ります。

(4) 印南地区土地利用イメージ



（５）切目地区土地利用配置の基本的な考え方

印南町切目地内の沿岸部の地形は印南地区ほど平地が狭小ではないが、２級河川切目川流域がほぼ津波浸水域であり、居住エリアは高台移転等により津波で浸水しない区域に配置することを基本とします。

この地区についても、印南町地域防災計画において、災害要因のうち、過去の災害履歴からみて、「津波」による災害が重要と考えられ、特に、切目川河口部に位置する島田地区（３１４世帯、８０７名）については、津波想定浸水深が５．０ｍ以上～１０．０ｍ未満のため、被害想定が甚大であるが、現況からは高台移転先候補地が限定されるため、大幅な地域改造を含め検討します。

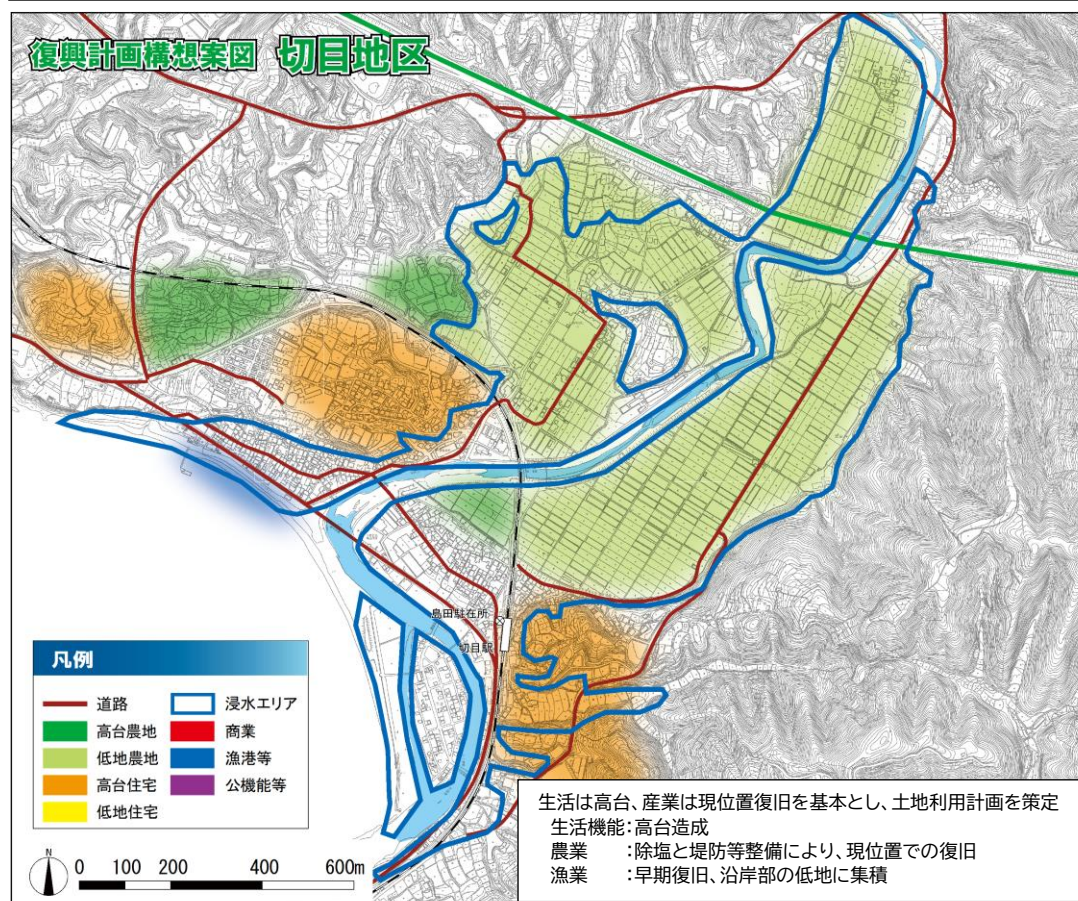
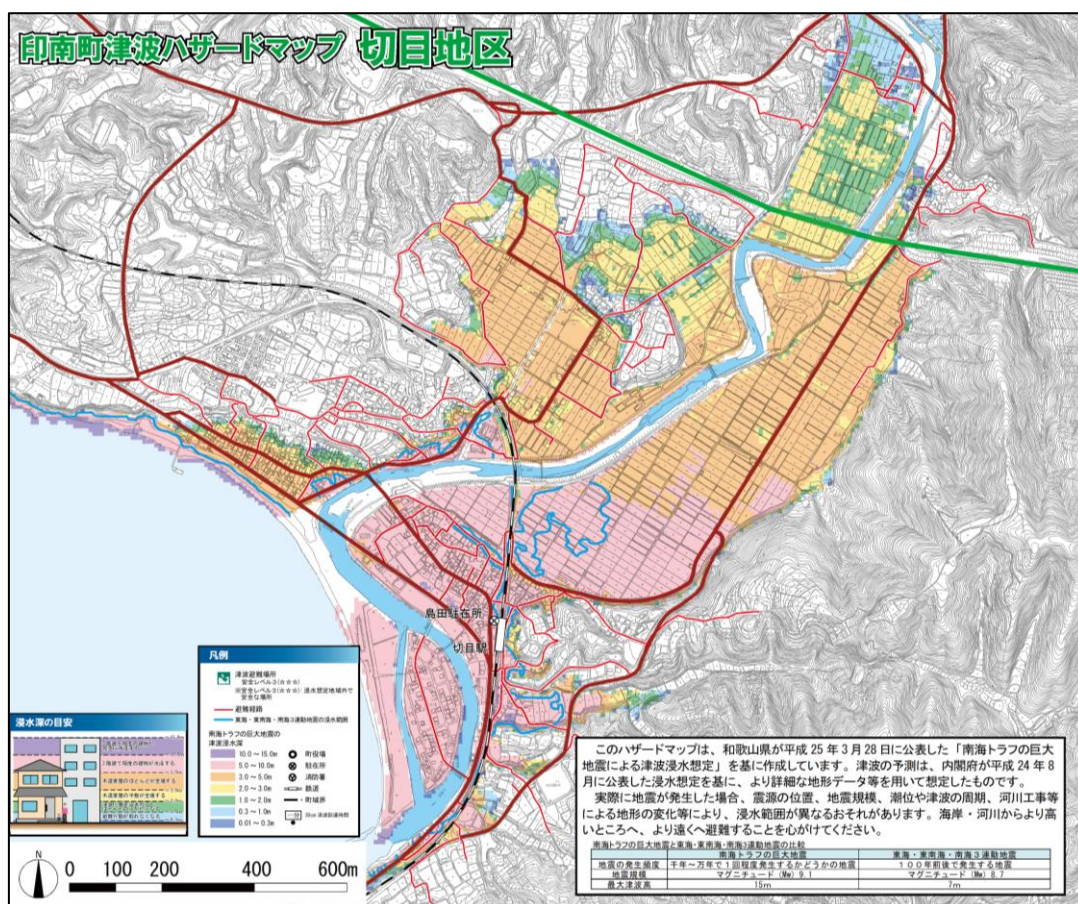
また、切目川流域は本町の農業生産地帯（４０ha）であるが、発災後から海水の排除、がれき等の撤去、土壌からの塩抜き等本格営農再開まで２年程度の時間が必要と想定されます。

本町の特産であるミニトマトや花卉の生産施設、露地栽培のキヌサヤエンドウ等が大きな被害を受けることから、生産者の意向を確認しながら、持続可能な生産活動ができるよう経営再開支援事業等の国の支援制度等について関係機関と連携しながら事前に事例研究を行います。

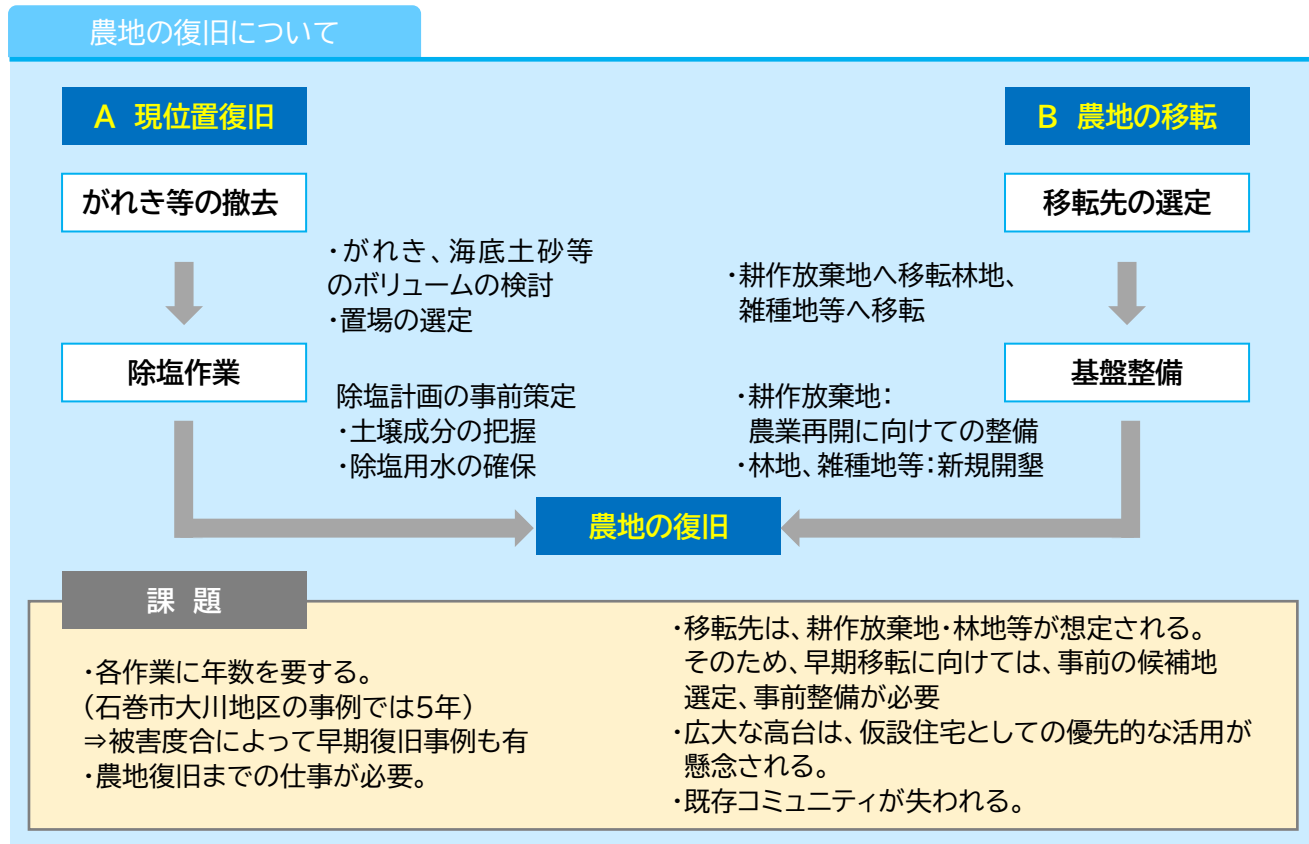
■事業手法等の整理

安全な地域への住居の集団移転（防災集団移転促進事業等）や都市機能の強化（津波復興拠点整備事業等）等、各事業の特色を生かした事業選択を行う。また、印南地区と同様、土地利用イメージを現況（被災前）から被災直後、緊急対応期、応急復旧期、復興始動期、本格復興期、復興計画構想図案を整理し、共通認識の統一化を図ります。

（６）切目地区土地利用イメージ



(7) 農地の復旧について



◆東北での知見から、印南町における対策を検討

農地が復旧したにも関わらず、営農活動を再開できないケースを想定した事前対策

営農活動が再開できない理由(東北での知見)		事前対策
①生活拠点が定まらない	・仮設住宅と営農地の位置関係 ・仮設住宅での不安定な生活	・営農に考慮した仮設住宅地、アクセス道路の整備 ・農地の後背地への高台移転計画
②耕地や施設が使用できない	・農地に加え、施設(機械、倉庫)のダメージ、流出	・農地への浸水を防ぐ水門、堤防、河川堤防、嵩上げ盛土 ・大区画化を伴う再ほ場整備による農業基盤整備
③農機具が確保できない	・耕作機や収穫機の流出等	・集落営農、法人営農への切り替え
④資金に不安がある	・補助対象外の機械施設の取得等が困難	・集落営農、法人営農への切り替え
⑤労働力が足りない	・人手不足による農業の衰退傾向、高齢化、若い担い手不足 ・若年層の離農、地区外流出	・集落営農、法人営農への切り替え、離農の受皿機能 ・若手営農者、新規営農者の確保 ・スマート農業の模索(ドローン活用、ICT活用)

第3節 「強靱で安全・安心な希望のもてる」復興まちづくりの体制

(1) 自助・近助・共助・公助

■自助・近助・共助・公助の復興活動

被災した際には、自らのくらしの再建は被災者自身が行うこと（自助）が原則です。

しかし、復興の過程の中で、個人や家庭ではできないことについては、地域の力（近助、共助）や、行政の支援（公助）を受けて、復興を進めていきます。

自助・近助・共助・公助とは

自助：町民一人一人が自分の安全は自分で守る。（町民、事業者）

⇒被災した自宅及び周辺の片づけ、改修、建替え等

近助：近くの人同士が互いに助け合う。（町民、隣保班）

⇒隣近所での助け合い活動や支援・サポート等。

共助：地域住民等が連携して、まちの安全をみんなで守る。（町民、事業者、自治会、自主防災会、消防団等）

⇒地域内の片づけ、まちの復興の計画づくり等

公助：災害に強い地域の基盤整備を進める。（国、県、町等の行政機関（自衛隊や消防、警察等を含む））

⇒道路等の基盤整備や各種補助・支援等

■自助・近助・共助・公助の連携

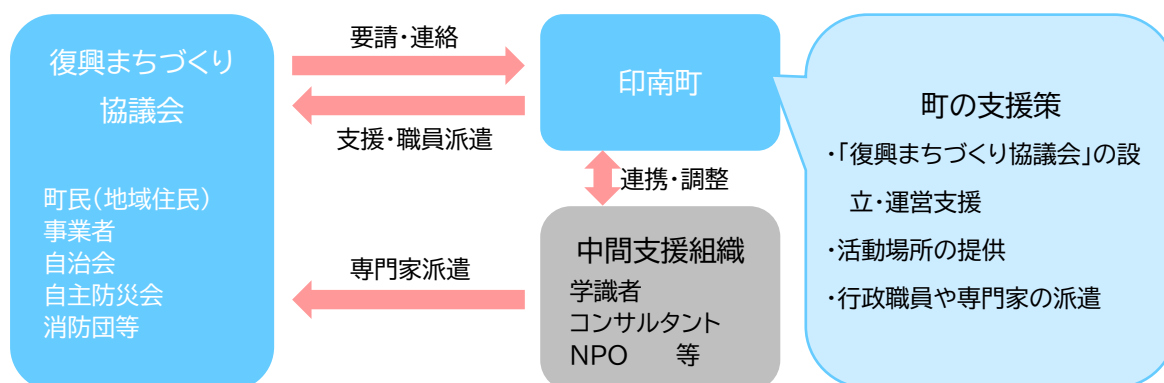
復興のまちづくりを着実に進めていくために、「自助」「近助」「共助」「公助」をバランスよく連携することが重要となります。

(2) 協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するために、ここでは町民・事業者・行政及び中間支援組織等の協働による復興まちづくりの体制づくりや活動内容等について示します

■復興まちづくりの体制

地域が一体となった復興まちづくりを進める必要がありますが、そのためには、地域住民の復興への意識と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が必要となります。



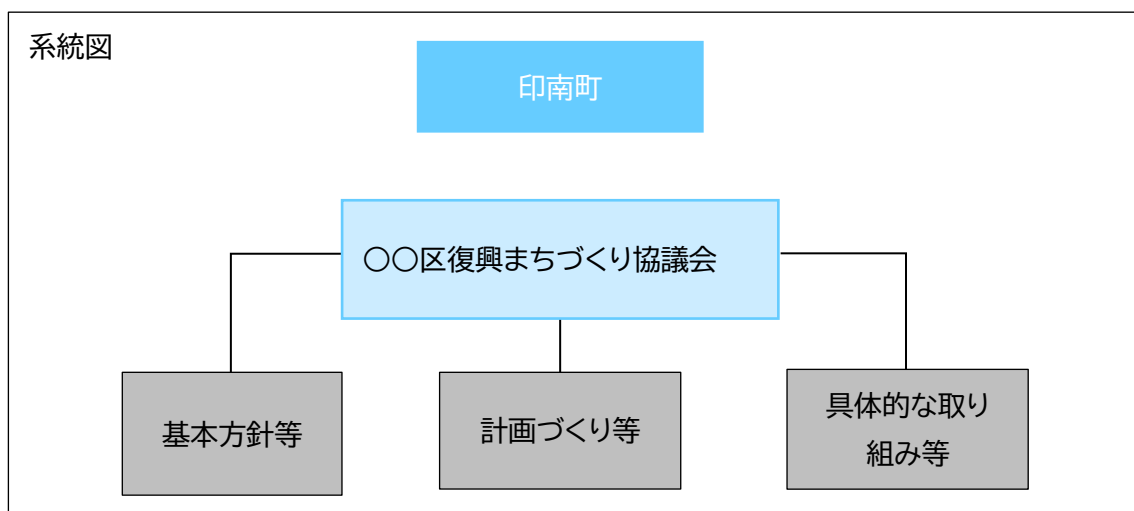
■復興まちづくり組織（案）

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に地域の復興まちづくりの方針等を検討する「復興まちづくり協議会」が必要となります。

印南町では自治会や自主防災会単位での活動を長年重視してきましたので、「復興まちづくり協議会」の母体は各地区自治会を中心に自主防災会の組織で構成していきます。

■復興まちづくり協議会

設置時期(目安)	発災後概ね 2 ヶ月～
主な活動場所	印南町役場、地区集会所、避難センター等公共施設
構成メンバー(案)	自治会・自主防災会を母体として、被災した地域住民や地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案



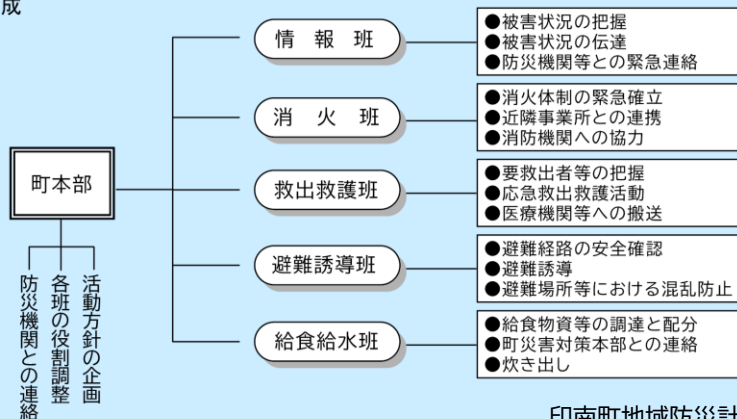
第4節 復興まちづくりへの取組

(1) 自主防災組織等地域協働の取組

自主防災組織は、最も早く災害に対応できる防災力であり、地域ごとに団結し組織的に行動することによって、その効果を最大限発揮することができます。

自主防災組織の班編成

■自主防災組織の班編成



印南町地域防災計画 資料編 P105 を編集

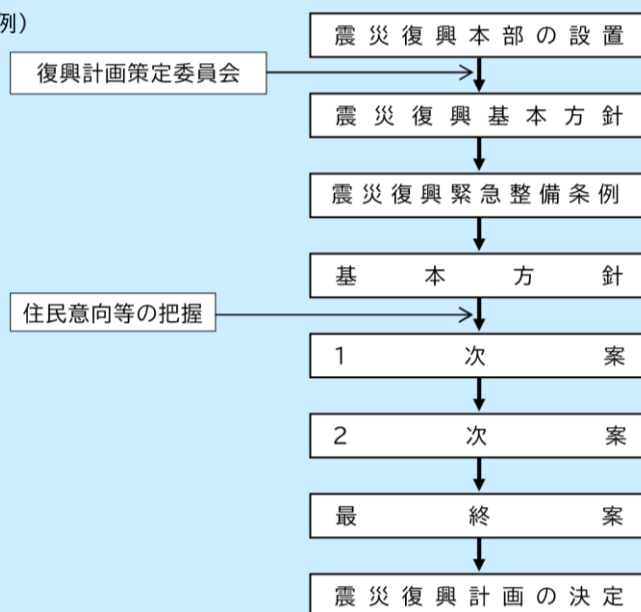
(2) 地域防災計画等による行政内の取組

災害によって、印南町内の広い地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、町の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、町の復興計画を速やかに作成しなくてはなりません。

印南町地域防災計画では、被害者の再生活を支援し、災害の再発防止に配慮しながら施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す災害復興計画の策定を規定しています。

災害復興事業の実施

■復興計画策定フロー（例）



印南町地域防災計画 P5-17
を編集



印南町

〒649-1534

和歌山県日高郡印南町大字印南 2570

電話: (0738)42-0120 FAX: (0738)42-0662